

新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴う ガス料金の取り扱いについて

御殿場ガス株式会社（代表取締役 鈴木善明）は3月19日、全国的な新型コロナウイルス感染症の影響拡大を受け、ガス料金のお支払い期限の延長措置を決定しました。

主な概要は以下のとおりです。

1. 対象のお客さま

御殿場ガスの都市ガスをご利用いただいているお客さまで、公的支援「生活福祉資金貸付制度」の緊急小口資金および総合支援資金の特例措置に基づく貸し付けを受けたお客さま

2. 対象の料金

2 月検針分と3 月検針分

3. 延長期間

お支払い期限から1 カ月間

4. 方法

延長措置を受けるためには、お客さまからのお申し出が必要となります

御殿場ガス 総務グループでお申し出をお受けいたします

[電話 0550-82-0876、FAX 0550-82-0547]

以上